

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成26年 5月27日(火) 午前 9時30分 開会 午前 9時58分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 (9人)	越水 清 安藤 玄一 相馬 欣行 ----- 瀬戸洋四郎 横田 典之 小林 京子 ----- 舘 大樹 山田 昌紀 小沼 富夫(議長) -----
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員	総務部長(小林博己) ----- 総務課長(古尾谷光宏) ----- 総務課主幹(細野文和) -----
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 平成26年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【越水清議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【小沼富夫議員】 皆さん、おはようございます。いよいよ6月定例会が参りました。その中で、今回も試行で行っております一般質問の告知についてでありますけれども、皆様のご協力をもって、きのうまでにスムーズに全員の方が告知をいただきました。そういう中で、これから通告に入るわけでございますけれども、きょう既に3名の方が通告をされたようでありますし、準備を早目、早目にやっていきますと、一般質問の内容も濃くなると思っておりますので、より精度を高めるという意味合いにおきまして、今、議会改革・活性化委員会委員長の相馬議員のもとで、改革されている趣旨にぜひご理解をいただいて、一般質問にも臨んでいただきたい、そんなふうに思っているわけであります。ぜひ6月定例会が意義のある定例会になりますように祈念をいたして、挨拶にかえます。よろしくをお願いします。

○委員長【越水清議員】 次に、総務部長からご挨拶及び執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【小林博己】 皆さん、おはようございます。4月1日の人事異動で総務部に参りました小林と申します。今年度、これから議運に出席させていただきますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

事務局といたしましても、総務課の古尾谷課長と主幹の細野を出席させていただいておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、本日は、6月3日火曜日に招集いたします伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等について、ご説明をいたします。

6月定例会に提出いたします議案等につきましては、専決処分の承認議案が2件、条例の一部改正議案が1件、補正予算議案が2件、その他の議案が3件と報告が5件ございまして、合計13件となります。

○承認第1号 伊勢原市税条例等の一部を改正する条例について

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されました。その改正規定の一部が4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものです。

3ページから6ページまでが改正条文になっていまして、7ページから21ページが新旧対照表でございます。また、22ページ、23ページに改正の要旨と

なっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

○承認第2号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
続きまして、25ページをお開きください。

こちらにも市税条例と同様に、地方税法の施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されました。また、その改正規定の一部が4月1日から施行されることになりまして、所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法の規定によりまして専決処分をいたしましたので、自治法の規定に基づきまして報告をいたしまして、承認を求めるといいますのでございます。

27ページに改正の条文、28、29ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、条例の一部改正議案で1議案でございます。

○議案第22号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案書の30ページになります。

こちらにつきましましては、ご承知のように、福知山の花火の事故の関係で、消防法施行令の一部を改正する政令の公布及び改正規定の一部施行がされましたということで、内容といたしましては、祭礼、縁日、花火大会など多数の者が集合する催しにおいて、液体燃料を使用する器具など火災の発生のおそれがある器具を取り扱う場合に、消火器を準備した上で使用することが義務づけられたということでございます。これに伴いまして、伊勢原市火災予防条例について、所要の改正を行いたいもので、提案するものでございます。

31ページに改正の条文、32ページ、33ページに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、補正予算2議案についてでございます。

○議案第23号 平成26年度伊勢原市一般会計補正予算（第1号）

補正予算及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。補正予算書の3ページをお開きください。

この補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものでございます。歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から1億4753万6000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ287億446万4000円とするものでございます。

歳出予算の補正内容について、ご説明いたします。補正予算書の22ページをお開きください。

補正内容としまして、大きく3点ございますが、その1つといたしましては、国の好循環実現のための経済対策の実施に伴いまして、本年3月定例会において、補正の追加により平成25年度予算に前倒し計上した経費につきまして、平成26年度予算から減額するものでございます。

その内容といたしましては、22ページ、5款農林水産業費、1項農業費における県営土地改良事業負担金の減、また、7款土木費、2項道路橋りょう費にお

ける道路維持管理費、舗装打換事業費、市道改良事業費、橋りょう維持管理費、交通安全施設整備事業費の減、4項都市計画費における公園維持管理費、地域公園整備事業費の減、1枚おめくりいただきまして、9款教育費、3項中学校費における中学校施設維持管理費の減でございます。

続きまして、補正要因の2点目といたしましては、予算に不足が生じる見込みとなりました経費の追加及び予算の新規計上でございます。

内容といたしましては、23ページでございます、2款総務費、1項総務管理費におけるコミュニティ活動推進を図るためのコミュニティセンターの備品購入経費を追加するために、コミュニティセンター運営費を追加いたしました。3款民生費、1項社会福祉費において、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行う事業者に対する助成として、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費の新規計上、2項児童福祉費でございます、認定こども園への移行に向けた長時間預かり保育施設の整備を行う事業者に対する助成費ということで、認定こども園整備事業費の新規計上でございます。

それから、補正要因の3点目といたしましては、24ページになりますが、消防費でございます。災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車につきまして、国庫補助の採択があったことに伴いまして、財源の変更を行っております。

それから、歳入の補正予算の内容につきましては、ただいまご説明した歳出予算の補正に伴いまして、国県支出金等の減額、また、新規計上を行うとともに、20ページ、21ページになりますが、市債を減額するという内容になっております。

なお、以上の歳入歳出予算の補正による一般財源の残余につきましては、財政調整基金に積み立てるということになっております。

次に、地方債補正についてでございます。補正予算書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

この地方債補正の内容につきましては、国の好循環実現のための経済対策の実施に伴う財源の減額及び消防ポンプ自動車、はしご車に係る国庫補助採択による財源内訳の変更によりまして、起債の限度額を変更するものでございます。

○議案第24号 平成26年度伊勢原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

引き続きまして、恐縮ですが、31ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものでございます。歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から1億7558万4000円を減額いただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億5441万6000円とするものでございます。

補正予算書の44ページ、45ページをお開きください。

一般会計と同じく、国の好循環実現のための経済対策の実施に伴いまして、平成25年度予算に前倒し計上いたしました経費について、平成26年度予算から減額するものでございます。

内容といたしましては、2款事業費、1項公共下水道事業費における第3号公共下水道管渠整備事業費及び終末処理場整備事業費の減額でございます。

続きまして、歳入予算でございますが、補正予算書の42、43ページをごらんください。

歳入予算の補正内容につきましては、ただいまご説明いたしました歳出予算の補正に伴う国庫支出金や市債等の減額となります。

次は、34ページ、35ページ、地方債の補正についてでございます。

内容といたしましては、国の好循環実現のための経済対策の実施に伴う財源の減額に伴いまして、起債の限度額を変更するものでございます。

以上が、補正予算になります。

議案書にお戻りいただきまして、34ページをお開きください。その他議案3件ということでございます。

#### ○議案第25号 工事請負契約の締結について

こちらにつきましては、消防救急無線デジタル化整備に係る工事請負契約の締結についてございまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

36ページに工事請負契約締結の状況、37ページにその工事の概要が付されてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

#### ○議案第26号 物件供給契約の締結について

引き続きまして、議案書の38ページでございます。

こちらにつきましては、災害対応特殊はしご付消防自動車の物件供給契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

40ページに物件供給契約の締結の状況、41、42ページに車両の概要がございまして、後ほどご確認ください。

#### ○議案第27号 工事委託に関する協定の締結について

43ページをお開き願いたいと思います。

伊勢原市公共下水道根幹的施設の水処理施設に係る建設工事委託に関する協定の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

45ページから49ページまでに協定書の案が示されて、協定書の写し、また、50ページに協定の概要がございまして、後ほどご確認ください。

次に、報告案件5件でございます。

#### ○報告第5号 平成25年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案書は51ページでございます。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成26年度に予算を繰り

越しました平成25年度一般会計予算に係る繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

○報告第6号 平成25年度伊勢原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

続きまして、議案書の53ページをごらんください。

こちらにつきましても、自治法の規定に基づきまして、平成26年度に予算を繰り越したしました平成25年度下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により報告するものでございます。

○報告第7号 平成26年度伊勢原市土地開発公社の事業計画・予算及び資金計画について

○報告第8号 平成26年度一般財団法人伊勢原市事業公社の事業計画及び予算について

○報告第9号 平成26年度公益財団法人伊勢原市みどりのまち振興財団の事業計画及び予算について

続きまして、議案書の55ページから57ページ。

以上の3件につきましては、それぞれ地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものでございます。

以上で、6月議会定例会に提出いたしました議案等についての説明を終了させていただきます。

なお、追加議案といたしまして、伊勢原市人権擁護委員候補者の推薦に係る人事案件が1件、一般会計補正予算（第2号）及び報告3件の提出を予定しております。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容につきまして、質疑等があればお伺いします。よろしいですか。（「なし」の声あり）  
以上で執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 議会側処理事項につきましては、陳情2件でございます。

配付させていただいております議会側処理事項の資料をごらんください。

請願、陳情の受理状況について、「陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」、「陳情第2号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」、この2件でございます。

以上です。

○委員長【越水清議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 正副委員長とご協議をさせていただきまして、付

託表の案を配付させていただいておりますので、ごらんください。

市長提出の専決処分の承認2件並びに議案の6件につきましては、いずれも付託省略といたしております。陳情2件につきましては、ともに教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【越水清議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 会期につきましても、既に原案をお示しいたしまして、ご了解をいただいておりますので、その内容に基づきまして日程案を作成して、配付させていただいております。ごらんいただきたいと思います。会期につきましては、6月3日から6月24日までの22日間でございます。

- ・ 6月 3日 本会議 提案説明
- ・ 6月 4日 一般質問通告期限正午
- ・ 6月 6日 本会議 議案審議
- ・ 6月10日 委員会 付託審査  
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 6月11日 委員会 付託審査
- ・ 6月18日 本会議 一般質問
- ・ 6月19日 本会議 一般質問
- ・ 6月20日 本会議 一般質問
- ・ 6月24日 本会議 最終日

なお、他に付託案件が出た場合につきましては再度ご協議をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長【小沼富夫議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【越水清議員】 ご異議ありませんので、配付した内容で6月3日の本会議において議長からお諮りいたします。

次に、その他の案件といたしまして、「総括質疑のあり方について」を議題といたします。

この件につきましては、3月25日に開催された議会運営委員会において、瀬戸委員から、総括質疑のあり方を検討する必要があるのではないか、次の議会運営委員会か議会改革・活性化委員会で議論したらどうかとのご発言がありましたことから、議題とさせていただきます。

正副委員長で協議しました結果、直ちに議会運営委員会で協議するよりも、一旦、議会改革・活性化委員会に委ねてはどうかと考えます。

本件についての関係資料をお配りしてありますので、事務局から説明いたします。参事。

○議会事務局参事【岡留一司】 それでは、総括質疑についてという資料をお配りしてございますので、これ、皆様方、十分ご承知かとは思いますが、確認の意味で、総括質疑についてご説明をさせていただきます。

質疑につきましては、後ほどご説明をさせていただきますけれども、会議規則等で規定をしているところがございます。質疑とは、議案に関連する内容、現に議題となっている案件につきまして疑義をたずねるための発言ということになります。一方、質問ですが、こちらは、議題と関係なく、当該地方公共団体の行政全般にわたって説明を求めるもの、これが質問となります。会議規則では、一般質問、こういう形で規定をしております。したがって、事実上の区分といたしましては、ただいま説明したとおり、質疑と質問というのは違うということをご了解をいただきたいと思っております。

次に、2番の総括質疑でございます。ご承知のとおり、議会の本会議におきましては複数の案件が当然提出をされますが、これらを審議いたします場合につきましては、1議案ごとに議題とすると。1議事1議題の原則ということに基づきまして審議をしていくという形になりますけれども、複数の案件を一括して議題とするということも許されてございます。総括質疑の場合につきましては、議題とされた全案件に対する質疑を同一議員が全部述べまして、その後、提出者から答弁を求める質疑の方法ということをご理解をいただきたいと思っております。

3番の会議規則等の規定でございます。まず、(1)の会議規則でございますが、第55条第3項をちょっと見ていただきたいんですが、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」ということと、第56条、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない」ということが規定されてございます。また、申し合わせでございますが、2番のところをちょっと見ていただきたいんですが、総括質疑に当たっては、後の委員会付託審査を踏まえ、原則として大綱的なものにとどめ、議題外にわたり、または議案の範囲を超えないよう留意し、また、自己の意見をまじえず発言することとする



という申し合わせをされてございます。

最後の先例でございますが、予算決算に対する総括質疑は1会派1人とするのが例であるという形が先例になってございますので、現在はこのとおりの形で総括質疑については進めている、こういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長【越水清議員】 それでは、ただいまの説明を含め、ご意見等があったらお伺いいたします。

それでは、ご意見ないようですので、ただいまのとおり、議会改革・活性化委員会で協議いただきたい旨、議長へ依頼をいたします。

本日本日予定した案件は以上であります、その他に何か発言があればお伺いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前9時58分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成26年5月27日

議会運営委員会  
委員長 越水 清